

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は以下のとおりです。

当社は、経営の透明性及び効率性を確保し、お客さま価値、社会価値及び株主価値を増大させていくことを基本方針とし、コーポレート・ガバナンスの強化、充実が重要と考えております。またコンプライアンス及び企業競争力の強化をはかるため、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制と株主重視の公正な経営システムの構築・維持を重視し、経営の更なる効率化、意思決定の迅速化、経営監督機能の強化に向け積極的に取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
イオン株式会社	9,195,250	70.08
MV東北共栄会	313,800	2.39
マックスバリュ東北従業員持株会	301,700	2.30
マックスバリュ西日本株式会社	108,000	0.82
岡田卓也	42,600	0.32
三菱食品株式会社	40,400	0.31
株式会社松紀	38,660	0.29
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	36,000	0.27
東京海上日動火災保険株式会社	36,000	0.27
株式会社北都銀行	30,000	0.23

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 イオン株式会社 (上場:東京) (コード) 8267

補足説明 更新

2014年3月7日にイオン株式会社から大量保有報告書が提出されており、現在のイオン株式会社の所有株式割合は70.08%となっております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第二部

決算期 2 月

業種 小売業

直前事業年度末における(連結)従業員数 500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高 更新 1000億円以上1兆円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の親会社であるイオン株式会社及び同社グループ各社との取引に関しては、同社グループの総合力強化を意識しながら、当社の事業活動に必要な財・サービスなどの取引が同社グループ内において可能な場合は、一般の市場取引と同様に交渉の上決定しております。

同社及び同社グループ内の各社と取引を行う際には、当社の企業価値向上、当社株主全体の利益の最大化をはかるべく決定することとしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、日常の事業運営にあたっては、独自の経営判断に基づき遂行しつつ、事業運営における重要な問題については、イオン株式会社との協議、もしくは同社への報告を行っております。同社ならびにグループ企業とは、相互に自主・独自性を十分に尊重しつつ綿密な連携を保ちながら、持続的な成長、発展、業績の向上に努めております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 15 名

定款上の取締役の任期 1 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 更新 7 名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 更新 2 名社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新 1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
浦野 浩治郎	他の会社の出身者			○								
野口 敏郎	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
浦野 浩治郎		浦野浩治郎氏は、当社と親会社が同一である(株)ダイエーの業務執行者として勤務しております。	小売業における豊富な経験から、当社の事業について大所高所から有益なご意見をいただけると判断し、社外取締役として就任いただきました。
野口 敏郎	○	——	過去に社外役員となること以外の方法で当社の経営に関与された経験はありませんが、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を当社のコンプライアンス経営の推進に生かしていただけると判断し、社外取締役として選任するとともに独立役員として指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、原則として四半期に一度会計監査人と定期的な会合を行い、会計監査人の監査計画、監査体制、監査実施状況、監査実施結果等について、会計監査人から報告を受け、今後の監査計画等を協議する体制を構築しております。また社内では原則として半期に一度、会計監査人による監査報告会を開催しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
後藤 鉄朗	他の会社の出身者			△		△								
山崎 猛	他の会社の出身者			△		△								
出口 穰二	他の会社の出身者			○										
飯島 誠一	公認会計士								△					

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
後藤 鉄朗		社外監査役後藤鉄朗氏は、過去に当社の親会社であり主要株主でもあるイオン(株)及び当社と親会社が同一であるマックスバリュ東海(株)の業務執行者として勤務しておりました。また、マックスバリュ北海道株式会社の監査役を兼任しております。	イオン株式会社において、マックスバリュ事業本部事業部長を歴任され、マックスバリュ東海株式会社の取締役として会社の経営に関与された経験から、当社の経営全般に対する監督と有効な助言をいただけるものと考え、社外監査役として就任をいただきました。
山崎 猛		社外監査役山崎猛氏は、過去に当社の親会社であり主要株主でもあるイオン(株)及び当社と親会社が同一であるオリジン東秀(株)の業務執行者として勤務しておりました。また、マックスバリュ中部株式会社の常勤監査役を兼任しております。	オリジン東秀株式会社管理本部において、本部長として要職を務められ食品事業の管理業務に携わられていることから、当社の経営全般に対する監督と有効な助言をいただけるものと考え、社外監査役として就任をいただきました。
		社外監査役出口穰二氏は、当社の親会	イオン株式会社SM事業改革プロジェクトチームにおいて、イオングループのスーパーマーケ

出口 穰二		社であり主要株主でもあるイオン(株)の業務執行者として勤務しております。また、イオンアイビス株式会社の監査役を兼任しております。	ット事業の中核業務に携わられた経験から、当社の経営全般に対する監督と有効な助言をいただけるものと考え、社外監査役として就任をいただきました。
飯島 誠一		飯島誠一氏は、過去に、当社と取引関係にある有限責任監査法人トーマツの業務執行者として勤務しておりました。	財務並びに会計分野における長年の経験に基づく高い見識に基づき、当社の経営全般に対する監督と有効な助言をいただけるものと考え社外監査役として就任をいただきました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 1 名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社では、取締役に対する報酬等と当社の業績、株式価値との連動性をより一層強固なものとし、株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆さまと共有することで、中長期的に継続した業績向上と、企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的として、株式報酬型ストックオプションを導入しております。

ストックオプションの付与対象者 社内取締役

該当項目に関する補足説明

監査役に対する報酬等については、その独立性を確保するため、業績連動報酬や株式報酬型ストックオプションを採用せず、固定型の月例報酬のみとしております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社には報酬が1億円以上の役員は存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません。2014年度に取締役役に支払った報酬は取締役8名に対し68,025千円であり、社外取締役に対する報酬はありません。2014年度に監査役に支払った報酬は監査役4名に対し18,200千円(うち社外監査役4名に対し18,200千円)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針のあり あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の報酬等の額は、株主総会で決議された範囲内において、各取締役の職責及び経営への貢献度に応じた報酬と役位に応じた報酬、また、会社の業績や各取締役の成果に連動して算定する報酬と組み合わせて算定することを基本としております。

監査役報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役並びに社外監査役に対する情報伝達は書簡や電子メール等により行っております。取締役会の開催に際しては、あらかじめ資料を配布して事前説明に供しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

1. 会社機関の基本説明

当社は監査役設置会社であります。当社は、監査役会を設置し、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役設置会社形態を採用しております。

当社の基本的な経営管理組織として、取締役会、経営会議があります。

取締役会は、取締役7名と監査役4名による取締役会を月1回開催し、必要に応じ臨時取締役会を開催して、経営の基本方針、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行状況を監督しております。

経営会議は、社長、部門担当により構成し、戦略的課題及びその他課題を審議・検討することを中心に、月2回を原則として開催しております。

一方、監査役会についても定期的に開催し、公正、客観的な立場から監査を行うことを目的に社外監査役4名を選任しております。監査役は、取締役会に出席し、取締役会ならびに取締役の意思決定、業務執行に関し十分な監視機能を果たすとともに、監査法人との連携をはかっております。

2. 会社の機関の内容及び内部統制システム整備の現状

経営及び業務内容の活動と制度等の運営状況を公正な立場で評価、指摘、指導する機能をもつ経営監査室による、各店・部署の内部監査を6名の経営監査室員により行っております。

経営監査室は監査基本計画書を作成し、当該監査計画に基づいて店舗及び本部の内部監査を実施しております。監査結果については幹部会等に報告され、監査指摘事項については再度監査を実施して改善状況を確認しております。

さらに、企業としての社会的責任を果たす上でコンプライアンス経営が重要であると認識し、さらなる公正、透明な企業経営の確立に取り組む目的でコンプライアンス委員会を設置しております。また、弁護士、監査法人等第三者による専門的立場からの助言を随時取り入れております。

3. 会計監査の状況

会計監査人には有限責任監査法人トーマツを選任し、法定監査のほか会計及び内部統制に関する課題について適時に監査を行い、適正な処理を行っております。

4. 現状のガバナンス体制を採用している理由

当社は、継続的な企業価値向上のため社外取締役2名を選任するとともに、4名の監査役からなる監査役会設置会社制を採用しております。

その理由として、社外取締役による経営監視の機能強化と、取締役の職務執行を監査する監査役によるモニタリングにより、透明性の高い経営を通して企業価値を最大限に高め、株主に対する責任が果たされるものと考えております。

5. 社外役員の選任の状況及びその役割と機能

当社は、取締役会の意思決定について当社から独立した視点での監督、提言をいただくため社外取締役2名と社外監査役4名を選任しております。社外取締役及び社外監査役は相互に意見交換等の連携をはかり、経営の効率性や収益性のみならず、多様なステークホルダーとの関係をも考慮に入れて取締役会の意思決定及び取締役の業務執行の妥当性、適法性について、それぞれの専門分野の見地から検討を行っております。また、コーポレートガバナンスの実効性を高めるため社外取締役1名を独立役員に指定しております。

6. 監査役の機能強化に向けた取り組み状況

当社は、当社の規模及び事業内容に鑑み、現在は監査役スタッフを置いておりませんが、監査役から要請があった場合には速やかに対応する方針です。当社では、監査役が全ての重要な会議に出席でき、全ての重要な書類をいつでも閲覧できる体制をとっており監査役の機能強化をはかっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は取締役会を毎月1回以上開催し、必要に応じ臨時取締役会を開催して、経営の基本方針、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行状況を監督しております。加えて、取締役会を補完し経営諸課題に対する迅速かつ適切な対応をはかるため、社長、部門担当により構成する経営会議を原則として月2回開催し、戦略的課題及びその他課題を審議・検討しております。

一方、監査役会についても定期的に開催し、公正、客観的な立場から監査を行うことを目的に社外監査役4名を選任しております。監査役は、取締役会に出席し、取締役会並びに取締役の意思決定、業務執行に関し十分な監視機能を果たすとともに、監査法人との連携をはかっております。

当社は、社外監査役が独立・公正な立場で取締役の職務執行に対する検証を行う等、客観性及び中立性を確保したガバナンスを確立しており、監査役の機能を有効に活用しながらステークホルダーから負託を受けた実効性の高い経営監視が期待できることから、現状の体制・機能を維持することとしております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の2週間以上前に発送しております。
その他	招集通知を当社ホームページに掲載しております。掲示日は招集通知発送日と同一の日としております。

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算、本決算の内容並びに現在の取組み事項等について、半期に一度、アナリスト、機関投資家向けに、グループ各社とともに説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ(http://www.mv-tohoku.co.jp/)に、決算情報、適時開示資料、事業報告書等のIR情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

環境保全活動、CSR活動等の実施	社会貢献活動としては、東日本大震災以降被災者支援募金の実施や当社従業員による被災地でのボランティア活動を支援するなど、お客さま、従業員とともに災害からの復興支援の一助となるよう努めておりますが、今後ともその活動を継続してまいります。また、お客さまとともに進める「イオン幸せの黄色いレシートキャンペーン」や「24時間テレビ37『愛は地球を救う』チャリティ募金」を継続実施したほか、イオン社会福祉基金を活用して各県の社会福祉施設に恵方巻きを寄贈するなどの活動を実施いたしました。さらに、「ふれあい野球教室」を4年ぶりに開催するとともに、地元のプロバスケットボールチーム「秋田ノーザンハピネッツ」への協賛を行い、地域の皆さまへの感謝をこめ「秋田竿燈まつり」・「山形花笠まつり」に地元のイオングループ企業とともに参加し、「盛岡さんさ踊り」・「新潟まつり」には当期初めて参加いたしました。 環境保全活動としては、グループとしての取り組みである「イオン温暖化防止宣言」を推進するとともに、引き続き「買物袋持参キャンペーン」の展開と併せレジ袋無料配布見直しを推進しております。 当社は今後とも、東北エリアの皆さまの暮らしを支えるという社会的使命を確実に果たしていくため、社会貢献・環境保全活動に積極的に取り組んでまいります。	
その他	女性の活躍状況について 2013年5月の株主総会において、当社初の女性取締役が選任されております。また、女性店長が21名、その他管理職に11名在籍しております。女性管理職の比率は20.0%という状況です。	

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての基本方針は次のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社は、イオングループの「企業理念」(お客さまへの貢献、平和を追求、人間を尊重、地域社会に貢献)及びグループで共有する「イオン行動規範」を、従業員全ての行動の礎とします。また、企業の社会的責任を果たすため、法令順守を経営の最重要事項と位置づけています。
- (2)代表取締役社長の直轄組織である企業倫理担当取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」、内部統制担当取締役を委員長とする「内部統制進捗会議」を定期的に開催し、法令順守のための内部統制システムの構築・運用等について決定し、その重要事項を取締役会等の重要な会議に定期的に報告します。
- (3)「イオン行動規範」の順守はもとより、社内規程及び法令順守に関連する規程等の整備を行うとともに、当社コンプライアンス・プログラムに基づいた定期的・継続的な社内教育を実施し、取締役及び従業員の法令順守と倫理意識の維持向上に努めます。
- (4)財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る各種規程・マニュアル・手順書等の整備を進めるとともに、財務・経理の組織やその運用及び評価の体制の強化をはかります。
- (5)内部監査部門である経営監査室は、被監査部門からの独立性を維持し、内部統制システムが有効に機能し運用されているかの監視及び指摘を行い、代表取締役社長より改善指導が行われることを確保します。
- (6)当社は社会秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある反社会的勢力との一切の関係を遮断し、それらとの接触を未然に回避します。万一それら勢力から不当な要求を受けた場合には、警察・弁護士等の外部機関と連携し、毅然とした態度で法的手段を含めた対応をします。
- (7)監査役または監査役会は、取締役の職務の執行及び内部統制システムの構築・運用状況を監査し、定期的に取り締役会等重要な会議において報告、助言を行い、または是正を求めます。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1)取締役は、法令及び当社文書規程に従い、その職務の執行に係る文書(電磁的記録を含む。以下同じ。)及びその他重要な情報を適切に保存し、管理します。(株主総会議事録、取締役会及び経営会議議事録、取締役を最終決裁者とする決裁書類、会計帳簿・計算書類、その他法令及び文書規程に定める文書等)
- (2)情報システムを安全に管理及び監視し、適切な維持・運用を行います。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)当社は、リスクの管理を経営の重要な要素と位置づけ、災害、環境及びコンプライアンス等経営に重大な影響を及ぼすリスクをトータルに認識・評価する仕組みを構築するとともに、危機管理規程に基づき、全従業員への徹底をはかり事前の予防体制を構築します。
- (2)代表取締役社長直轄の経営監査室は、当社方針に基づいて事業活動が適切に運営されているか定期的な監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告するとともに、必要に応じて、経営幹部に改善または是正を求めます。
- (3)経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い損害の拡大を防止するとともに、再発防止策を講じます。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)業務の有効性と効率性をはかる観点から、当社経営に係る重要事項について社内規定に従い、経営会議の審議を経て、取締役会において決定します。
- (2)取締役会等での決定に基づく業務執行は、代表取締役社長の下、各本部長等が迅速に遂行します。また、内部牽制機能を確立するため、職務責任権限規程においてそれぞれの組織権限や実行責任者を明確にし、適切な業務手続を定めます。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)より良い地域社会との関係を構築するとともに、企業としての社会的責任を果たすため、グループで共有する「イオン行動規範」及びコンプライアンスに関する基準を順守してまいります。また、「コンプライアンス委員会」を設置し、行動規範及び当社固有の課題を織り込んだマニュアル・ルールを独自に作成するとともに、コンプライアンス・プログラムによる定期的・継続的な社内教育を行っています。
- (2)当社は、グループ全従業員を対象とするイオン株式会社の内部通報制度に参加しており、当社に関する事項は、当社の担当部署及び監査役に報告されるほか、イオン株式会社の監査委員会にも報告されます。

6. 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)当社は、グループ各社の関係部門が定期的に開催する担当者会議に出席し、法改正対応の動向・対応の検討、業務の効率化に資する対処事例の水平展開等を進めています。当社としては、水平展開候補事例の通知を受けるほか、コンプライアンス状況等に係る報告等を適宜受ける体制としており、具体的対応の決定については、当社が自主決定しております。
- (2)親会社との賃貸借契約やプライベートブランド商品の売買取引という利益相反取引については、市場価格での取引として、当社の利益を損なわない体制としています。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の求めに応じ取締役会は、監査役の職務を補助する適切な従業員を配置します。

8. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役補助者の適切な職務の遂行のため、人事考課は監査役が行い、任命・解任・人事異動・賃金等の改定について監査役の同意を得た上、取締役会で決定するものとし、取締役からの独立性を確保するものとします。

9. 監査役の前項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき従業員は、監査役の指揮命令に従うものとし、他部署の業務を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先するものとします。

10. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1)取締役は、取締役会等の重要な会議において、随時その担当する業務の執行状況の報告を行います。
- (2)取締役及び従業員は、コンプライアンス及びリスクに関する事項等会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等を発見した場合は、速やかに監査役または監査役会に報告します。
- (3)監査役への報告は、定期的な報告及び必要の都度、遺漏・遅滞なく行います。

11. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、取締役及び従業員が監査役へ報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び従業員に周知徹底

底します。

12. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

13. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)代表取締役社長及び取締役と監査役、会計監査人はそれぞれ相互の意思疎通をはかるため定期的に意見交換会を開催します。

(2)取締役及び従業員は、監査役の求めに応じ、コンプライアンスに関する事項を含む重要事項についての調査に協力します。

(3)取締役は、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携をはかり、監査業務に関する助言を受ける機会を整備します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は社会秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある反社会的勢力との一切の関係を遮断し、それらとの接触を未然に回避します。万一それら勢力から不当な要求を受けた場合には、警察・弁護士等の外部機関と連携し、毅然とした態度で法的手段を含めた対応をします。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【参考資料：模式図】

